

# 免許証の更新期限が 過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に申し出ていただくことで、更新期限後3か月間、運転及び更新が可能になります（※1）。

申出の受付は、令和3年12月28日をもって終了します。

## 【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～令和3年12月28日までの間である方（※2）

- ※1 延長後の更新期限までに、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常<sup>の</sup>更新<sup>手</sup>続<sup>を</sup>行<sup>っ</sup>て<sup>い</sup>た<sup>だ</sup>く<sup>必</sup>要<sup>が</sup>あ<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>。
- ※2 既に更新期限を延長した方であっても、延長後の更新期限がこの期間中にある方については、再度延長を行うことができます。